

総合事業費（介護予防・生活支援サービス事業費） 過誤申立依頼書

相模原市長 あて

下記の総合事業費について、過誤申立を依頼します。なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払額が過誤調整額を下回った場合においては、各都道府県国民健康保険団体連合会が発行する納入通知書により、差額調整を行うことに同意します。

年 月 日

事業者名		事業者番号	
住所			担当
電話番号	—	—	件数

被保険者番号 氏名	過誤申立対象年月（サービス提供年月）	提供サービス名	申立事由	理由・経緯等
		様式番号	申立事由番号	
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]

記入例

総合事業費（介護予防・生活支援サービス事業費）

過誤申立対象のサービスを提供した事業所の情報を記入

提出日を記入

yy 年 MM 月 DD 日

相模原市長 あて

下記の総合事業費について、過誤申立を依頼します。なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払った場合には、各都道府県国行する納入通知書により、差額調整します。

過誤申立対象の月にマル（複数指定可）
※提供年が異なる場合は次行に記載

事業者名	〇〇訪問介護事業所		事業者番号	0123456789	
住所	相模原市中央区中央2-11-15			担当	南
電話番号	000	—	000	—	0000
				件数	6

被保険者番号 氏名	過誤申立対象年月（サービス提供年月）	提供サービス名	申立事由	過誤申立を行う件数を記入 *対象年月ごとに1件
		様式番号	申立事由番号	
0000000001 相模原 太郎	令和 α 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等（様式第二の三） 1 0	請求誤りによる実績取り下げ 0 2	請求ソフト入力時に誤りがあり、○ ○加算の請求漏れがあった。
0000000002 緑 次郎	令和 α 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等（様式第二の三） 1 0	請求誤りによる実績取り下げ 0 2	生活保護受給者だが公費請求してい なかった
0000000002 緑 次郎	令和 β 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等（様式第二の三） 1 0	請求誤りによる実績取り下げ 0 2	途中で区分変更をかけた為、本 来、日割り請求すべきところを月包 括単位で請求していた。
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			

取り下げたい請求のサービス名を記載。
提供サービス名・申立事由は、別紙「様式番号一
覧」「申立事由番号一覧」を確認。

<提出について>

提出期限は、**毎月10日（必着）**です。（10日が閉庁日の場合は前閉庁日）
介護保険課窓口・郵送にて提出してください。FAXによる提出はできません。

【郵送先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 介護保険課 総務・給付班

【直接提出の場合】〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-20
あじさい会館4階 介護保険課 総務・給付班

<注意点>

- 10日までに提出された過誤申立依頼書を同審査月にて処理します。
（例：4月10日に過誤申立依頼書提出→4月審査で請求取下）
- 返戻または保留になっている請求は過誤申立することが出来ません。
⇒返戻された請求は過誤申立不要です。
保留になっている請求は審査確定後、返戻されなければ過誤申立依頼をしてください。
- 一の被保険者に対し同審査月に給付管理票の修正と過誤申立をすることは出来ません。
⇒過誤申立をした審査月の翌月に給付管理票の修正をしてください。
- 請求時効（5年）を過ぎたものは過誤申立出来ません。
- 介護（予防）給付費サービスの過誤申立は当様式では出来ません。**
⇒「介護給付費 過誤申立依頼書」をご使用ください。
- 保険者が相模原市であることを確認してください。

様式番号一覧

様式番号	提供サービス名	サービス種類
10	訪問・通所等 (様式第二の三)	訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス
20	ケアマネジメント費 (様式第七の三)	介護予防ケアマネジメント

申立事由番号一覧

申立事由番号	申立事由
02	請求誤りによる実績取り下げ
12	請求誤りによる実績取り下げ（同月過誤※）
99	その他の事由による実績取り下げ

※修正対象の請求について、過誤申立と再請求を同審査月に行う場合。
（例：4月10日までに過誤申立依頼書提出、併せて4月審査に向けて再請求
⇒請求重複エラーにならず再請求の内容が4月に審査される）

なお、一の被保険者に対し同審査月に「過誤申立」「給付管理票の修正」「再請求」をすることは出来ません。